

「令和8年度特定保健指導利用勧奨業務及び特定保健指導委託」ならびに  
「令和8年度健診異常放置者の医療機関への受診勧奨等業務委託」プロポーザル審査要領

## 1 概要

このプロポーザル審査要領は、「令和8年度特定保健指導利用勧奨業務及び特定保健指導委託」ならびに「令和8年度健診異常放置者の医療機関への受診勧奨等業務委託」に係る受託候補者を選定するために行う提案書等の審査について、必要な事項を定めるものである。

## 2 審査委員会

審査委員会を以下により開催する。

参加者から提出された企画提案書に基づき、審査委員会でプレゼンテーションを行う。

### (1) 開催時期、場所

開催日：令和8年2月12日（木）

場 所：栗東市総合福祉保健センター 研修室

### (2) プrezentation

- ・参加者は本業務に従事予定である者も含め一事業者あたり3名以内とする。
- ・企画提案書に沿って、各者PRしたいポイントや記載内容の理由・背景など、提案趣旨を明確に示し、定められた時間内に終えること。
- ・プレゼンテーションの順番は企画提案書の受付順とし、詳細な時間については別途通知する。
- ・プレゼンテーションの時間は提案説明20分、質疑・応答10分の計30分以内とする。

### (3) 準備・片付け

- ・開始10分前には控え室にて待機しておくこと。
- ・プレゼンテーションに必要なプロジェクター、スクリーン等の機器および備品類は提案者が準備することを原則とする。
- ・上記30分とは別に、準備時間及び片付け時間はそれぞれ10分以内とする。

## 3 審査項目と配点

業務実績・体制、企画能力、業務内容の妥当性・実現性、その他当該業務に対する取組姿勢勢・意欲、見積金額とする。審査における総合点数は、50点満点とする。

## 4 審査方法

- (1) 各審査委員はプレゼンテーションと質疑・応答終了後、審査基準票に基づき審査を行う。
- (2) すべての参加者の審査が終了したのち、各審査委員の審査結果（得点）を集計し、最高得点数の者を候補者とする。
- (3) 審査の結果、最高得点の者が同点で二者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者として選定する。